

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和4年3月17日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	青木敬博君
5番	中島弘道君	6番	浅田良弘君

○出席議員 6名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	仲田佳正君	議員	佐藤龍彦君
〃	杉本憲也君	〃	篠原峰子君

○オブザーバー 2名

議員	石島茂雄君	議員	重岡秀子君
----	-------	----	-------

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	野田昌伸		

○会議に付した事件

- 1 意見書について
- 2 市議会3月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 人事案の取扱いについて
 - (3) 意見書の取扱いについて
 - (4) 令和4年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査について
 - (5) 追加議案の取扱いについて
 - (6) その他
- 3 その他
 - (1) 次期6月定例会の頭出しについて
 - (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、公明党から提起された2件である。本案2件については、提起会派において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

それでは、提起された2件の意見書案の調整状況について、長沢委員から報告をお願いします。資料は1ページから5ページまでになる。

○2番（長沢 正君）我が会派から提出した、介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書案と地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られた。しかし、介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書案については、国のほうで意見書の内容が進められているので取下げとしたい。

○委員長（青木敬博君）介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書案については取下げということである。

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から順次、意見を伺う。

○1番（佐藤 周君）賛成する。

○3番（四宮和彦君）賛成する。

○5番（中島弘道君）賛成する。

○6番（浅田良弘君）賛成する。

○オブザーバー（重岡秀子君）賛成する。

○オブザーバー（石島茂雄君）賛成する。

○委員長（青木敬博君）ただいま伺ったところ、提起された意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られた。したがって、提起された意見書案は、最終本会議に提出することとしたいと思う。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、意見書についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第2、市議会3月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(6) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）市議会 3 月定例会最終日の運営について、順次、説明する。

(1) 採決の方法についてからである。資料 6 ページの付託議案審査状況一覧に基づき、本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第 3 6 号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、市議第 3 7 号 伊東市消防団条例の一部を改正する条例、市議第 5 7 号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例、市議第 4 9 号 令和 4 年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算、市議第 5 0 号 令和 4 年度伊東市土地取得特別会計予算、市議第 5 1 号 令和 4 年度伊東市霊園事業特別会計予算及び市議第 5 3 号 令和 4 年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算、以上、条例 3 件、特別会計予算 4 件の計 7 件については、市議第 5 3 号を除きいずれも全会一致で、市議第 5 3 号は賛成多数で、それぞれ原案を可決すべしとの決定である。7 件を一括上程し、委員会審査報告、市議第 5 3 号において留保されている少数意見報告に続き、質疑、討論の後、採決は 3 つに分け、まず、市議第 3 6 号、市議第 3 7 号及び市議第 5 7 号の条例 3 件を一括で、次に、市議第 4 9 号、市議第 5 0 号及び市議第 5 1 号の特別会計予算 3 件を一括で、最後に市議第 5 3 号についてそれぞれ挙手によるご決定をお願いしたい。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第 4 8 号 令和 4 年度伊東市競輪事業特別会計予算、市議第 5 5 号 令和 4 年度伊東市下水道事業会計予算及び市議第 5 6 号 令和 4 年度伊東市水道事業会計予算、以上、特別会計予算 1 件及び企業会計予算 2 件の計 3 件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。3 件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、3 件を一括で挙手によるご決定をお願いしたい。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第 3 5 号 伊東市祝金条例の一部を改正する条例、市議第 5 2 号 令和 4 年度伊東市介護保険事業特別会計予算、市議第 5 4 号 令和 4 年度伊東市病院事業会計予算、以上、条例 1 件、特別会計予算 1 件及び企業会計予算 1 件の計 3 件については、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。3 件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は 2 つに分け、まず、市議第 3 5 号の条例 1 件を、次に、市議第 5 2 号の特別会計予算 1 件及び市議第 5 4 号の企業会計予算 1 件の計 2 件を一括で、それぞれ挙手によるご決定をお願いしたい。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第 4 7 号 令和 4 年度伊東市一般会計予算については、各常任委員会において、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべしとの決定である。各委員会審査報告、質疑、討論の後、従来例により、起立採決をお願いする。

最後に、常任総務委員会へ審査を付託した、請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書提出を求める請願である。本請願における常任総務委員会の審

査結果は、賛成少数で不採択とすべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、留保されている少数意見報告に続き、質疑、討論の後、挙手によるご決定をお願いするが、委員会報告は不採択であるので、不採択とすることに賛成の方の挙手を求める形となるのでご注意願う。

引き続き、各常任委員会所管事務調査継続調査申出、また、前後するが、この後協議いただく議会運営委員会所管事務調査継続調査申出に関して、簡易採決により、ご決定をいただきたい。

次に、(2) 人事案の取扱いについてである。資料7ページを参照願う。市選第4号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について、市諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について及び市諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてである。これら人事案件3件については、2月15日の本委員会において説明したとおり、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、挙手によるご決定をお願いしたい。

次に、(3) 意見書の取扱いについてである。先ほどの協議の結果、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員の賛同を得られたので、共同提出の議案として、申合せにより、説明、質疑、討論を省略し、簡易採決によるご決定をいただきたい。

次に、(4) 令和4年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査についてである。資料8ページをご覧ください。議長に対し、議会運営委員会所管事務に係る令和4年度における議会閉会中の継続調査申出を行い、議会の議決をいただき、公務としての裏付けを行うものである。内容としては、1、議会の運営に関する事、2、会議規則、委員会に関する条例等に関する事、3、議長の諮問に関する事、以上3点である。ご協議の上、ご決定いただきたい。

次に、(5) 追加議案の取扱いについてである。市議第58号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び市議第59号 市民運動場人工芝生化工事請負契約の一部変更について、以上の条例案及び単行議案が昨日、提出された。

まず、市議第58号の給与条例の一部改正案であるが、令和3年度人事院勧告において、期末手当の0.15月分、再任用職員においては0.1月分の引下げが勧告されたが、令和3年度の引下げ相当分については、令和4年6月に支給する期末手当で調整する旨の国からの要請により実施するもので、会計年度任用職員についても、一般の職員に合わせる形での引下げを実施するための改正である

次に、市議第59号の市民運動場人工芝生化工事の変更契約案件であるが、工事期間中の細かな変更に対応するために実施を見送る予定であった駐車場整備に関して、大型工事車両等の

通行に伴う破損が予想以上にひどく、整備の必要が生じたことに伴う契約額の変更である。

本会議における審議については、各常任委員会及び議会運営委員会における所管事務調査の継続調査について議決をいただいた後、1件ずつ上程、当局の議案説明、質疑、討論の後、挙手により、即決による採決をお願いしたい。

最後に、(6) その他であるが、2点ほどお願いをさせていただく。

1点目は、最終本会議で討論を予定されている議員におかれては、会議規則第52条に基づき議長に発言通告書を提出していただくようご協力をお願いする。

2点目は、退職職員に対するねぎらいの言葉についてである。閉会に際し、市議会を代表して議長において申し述べることとされているので、委員長報告、討論等において触れていただくことがないようお願い申し上げます。

以上で、市議会3月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（青木敬博君）暫時、休憩する。

午前10時12分休憩

午前10時15分再開

○委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 採決の方法について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 意見書の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 令和4年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

お諮りする。本委員会においては説明のとおり、令和4年度中の継続調査を行うこととし、議長に申出をしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 追加議案の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) その他での、討論の通告について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○オブザーバー（重岡秀子君）通告の件であるが、追加議案については通告が難しいと思うが、しなくてもよいか。討論ができないわけではないので、その点だけ確認しておきたい。

○議長（宮崎雅薫君）追加議案であるが、通常の議案と同様、質疑も討論もできる。議案も既に手元にあるので通告も可能だと考える。通告ができるようであれば通告をしていただいてもよい。

○委員長（青木敬博君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおりご了承願う。

次に、退職職員に対するねぎらいの言葉について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

退職職員に対するねぎらいの言葉については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

そのほかに、市議会3月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば質疑、意見を伺

う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、市議会3月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 次期6月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）(1) 次期6月定例会の頭出しについてである。資料9ページを参照いただきたいと思います。次期6月定例会に関しては、6月14日（火）開会を提案させていただく。6月14日開会となると、6月7日（火）告示、6月8日（水）議会運営委員会となる。

次に、(2) その他であるが、事務局からはない。以上である。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 次期6月定例会の頭出しについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期6月定例会の頭出しについては、説明のとおり6月14日（火）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）3月定例会も終わるのですぐにといいわけではないが、また、どこでこれを話し合うかということもあるが、議会の運営に関わることであるので提案させていただく。全国的に、予算等の議会を行っているわけであるが、一つ問題となっているのが、議案不可分の原則が守られていないのではないかということ。当たり前となっているが、予算・決算を分割して委員会付託するのは違法ではないかという話が出てきている。ここの部分を、伊東市議会としてどう対応していくのかを検討していかなければいけないのではないか。行政に対して指摘や追及をしている議会自身が、分割付託がもし違法であるという話になってしまうと、我々自体の正当性がなくなってしまうという話になりかねないと思う。なので、今の審議のやり方を見直すタイミングではないのかなと思う。この辺のところを、議運で取り上げていくのか、活性化協議会で取り上げていくのか、話し合いはしていかなければいけないのではないかと思う。

提案として言わせていただく。

○議長（宮崎雅薫君） こういう意見は非常に重要なことだと思う。特別委員会設置などは、議運の審議内容であるので、会期中でなくても議運は開催できるので、私のほうで正副委員長と相談しながら、結論がすぐ出るかどうかは分からないが、そういう話合いができるような場をつくっていきたい。

○委員長（青木敬博君） ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、その他を終了する。

○委員長（青木敬博君） 以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和4年3月17日（木）午前10時22分（会議時間19分）

以上の記録を認める。

令和4年3月17日

委員長 青 木 敬 博